

2012年10月15日

各 位

会 社 名 ライフネット生命保険株式会社  
代表者名 代表取締役社長 出口 治明  
(証券コード:7157 東証マザーズ)

## ライフネット生命保険 2012年度第2四半期の保険金等の支払状況

2012年度上半期の保険金等の支払実績は1,017件

ライフネット生命保険株式会社(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:出口治明)は、2012年度第2四半期(2012年7月~9月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2012年度第2四半期にお支払いした保険金等は、保険金4件、給付金533件の合計537件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、保険金1件、給付金7件の合計8件となりました。この結果、2012年度上半期(2012年4~9月)にお支払いした保険金等は、保険金9件、給付金1,008件の合計1,017件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金1件、給付金26件の合計27件となりました。

当社は、創業理念をまとめた「ライフネットの生命保険マニフェスト」において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを『正確に誠実に、遅滞なく』実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内<sup>※1</sup>」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。2012年度上半期の平均支払所要日数(営業日)は3.17日<sup>※1</sup>となり、引き続き迅速な支払いの実現に努めています。

また、2012年10月2日より、医療保険の給付金請求書類のうち、医師の診断書(各種証明書)の提出を原則<sup>※2</sup>として不要とし、お客様がより簡易に給付金を請求できる環境を整えました。この結果、医療機関への診断書の作成依頼から発行までの期間が短縮され、当社への連絡から給付金の支払までにかかる日数が平均43日から9日程度に大幅に短縮される見込みです<sup>※3</sup>。同時に、診断書の取得に係る5,000円程度の費用<sup>※4</sup>と手間を省くとともに、診断書を作成する医師や事務員等の医療機関側の負担も大きく軽減できる見込みです。

## 保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳<sup>\*5</sup>

2012年度上半期(2012年4月～2012年9月)

(単位:件)

	保険金 <sup>*6</sup>				給付金 <sup>*7</sup>					合計
	死亡 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	入院 給付金	手術 給付金	就業不能 給付金 <sup>*8</sup>	その他	合計	
支払件数	8	1	—	9	736	248	23	1	1,008	1,017
支払不可事由 該当件数合計	1	—	—	1	17	8	1	—	26	27
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	8	4	1	—	13	13
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
支払事由非該当	—	—	—	—	9	4	—	—	13	13
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2012 年度	第 2 四半期 (2012 年 7~9 月)	537	8
	第 1 四半期 (2012 年 4~6 月)	480※9	19
2011 年度	第 4 四半期 (2012 年 1~3 月)	432	20
	第 3 四半期 (2011 年 10~12 月)	347	12
	第 2 四半期 (2011 年 7~9 月)	262	9
	第 1 四半期 (2011 年 4~6 月)	243	15
2010 年度	第 4 四半期 (2011 年 1~3 月)	193	10
	第 3 四半期 (2010 年 10~12 月)	150	5
	第 2 四半期 (2010 年 7~9 月)	95	4
	第 1 四半期 (2010 年 4~6 月)	67	10
2009 年度	第 4 四半期 (2010 年 1~3 月)	55	2
	第 3 四半期 (2009 年 10~12 月)	36	6
	第 2 四半期 (2009 年 7~9 月)	35	2
	第 1 四半期 (2009 年 4~6 月)	17	0
2008 年度	第 4 四半期 (2009 年 1~3 月)	7	1
	第 3 四半期 (2008 年 10~12 月)	1	1
	第 2 四半期 (2008 年 7~9 月)	3	0
	第 1 四半期 (2008 年 4~6 月)	0	0

### 支払不可事由に該当する事案の概要

2012年度第2四半期(2012年7~9月)にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要是、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可事由に該当する事案の概要
免責事由該当	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者死亡による請求をいただきましたが、審査の結果、被保険者の死因は自殺であることが判明しました。</li> <li>責任開始から3年以内の自殺のため、免責事由に該当し、ご請求の保険金は支払い非該当としました。</li> </ul>
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気による入院・手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院の原因となった病気を宣告されていたにもかかわらず、事実を告知していただかなかつたことが判明し、かつ、告知いただかなかつた事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。</li> <li>このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金は支払い非該当としました。</li> </ul>

※1 請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。

※2 次の場合は、当初からまたは追加で診断書の提出を求めたり、当社から医療機関等に事実確認を行ったりすることがあります。また、入院の原因等によってはその他の書類を提出いただく場合があります。

- ✓ 診療明細書の提出ができない場合
- ✓ 請求者が被保険者以外(指定代理請求人等)となる場合
- ✓ 当社が定める特定の傷病(がん等)による場合
- ✓ 当社が定める治療期間を超える場合

※3 開業～2012年8月に受け付けた医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。

※4 産労総合研究所「2007年 医療機関における文書料金実態調査」に基づきます。

※5 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。

※6 保険金の取扱いのある商品は、『かぞくへの保険』〔定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)〕のみとなります。なお、当社は死亡保険金の支払いにおいて普通死亡と災害死亡の区別をしていません。

※7 給付金の取扱いのある商品は、『じぶんへの保険』〔終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)〕および『働く人への保険』〔就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)〕となります。なお、当社の『じぶんへの保険』でお支払いする給付金は、入院給付金および手術給付金のみとなっています。

※8 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。

※9 2012年8月より保険金等の支払件数を計上する基準日を変更したことに伴い、2012年度第1四半期の保険金等の支払件数を遡及修正しています。

### 用語の説明

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。なお、「約款」とは、当社の定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)および就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)にかかるそれぞれの普通保険約款を指しています。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただくことがあります。この場合、すでに払い込みいただいたいる保険料は払い戻しません。(約款「詐欺による取消し」)
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただくことがあります。この場合、すでに払い込みいただいたいる保険料は払い戻しません。(約款「不法取得目的による無効」)
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかつた場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただくことがあります。(約款「告知義務違反による解除」)
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があつた場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただくことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただくことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただくことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合) なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と 24 時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客様に「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな=ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

本件に関するお問い合わせ先

03-5216-7900

広報： 吉川、関谷

IR： 堅田、近藤